

2021年9月28日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG

**株式会社東京機械製作所の当社らに対する
2021年9月27日付け追加質問状（必要情報リスト）に対する当社の対応方針**

当社らは、株式会社東京機械製作所（以下「東京機械製作所」といいます。）から、2021年9月28日（火）午後0時10分、郵送により、同月27日付け「アジアインベストメントファンド株式会社及びアジア開発キャピタル株式会社に対する追加質問状」（以下「本追加質問状」といいます。）を受領しました。

以下では、本追加質問状に対する当社の対応方針等について説明いたします。

なお、本開示において用いる略語等は、特に断らない限り、当社適時開示（8/6）、当社適時開示（8/17）、当社適時開示（8/26）、当社適時開示（8/31）、当社適時開示（9/2）、当社開示（9/8）及び2021年9月13日付け当社ホームページ開示「株式会社東京機械製作所の当社らに対する2021年9月10日付け質問状（必要情報リスト）に対する当社の対応方針」（以下「当社開示（9/13）」）といっています。）における定義と同一の意味を有するものとします。

1. 本追加質問状に対する当社の対応方針

東京機械製作所は、2021年9月28日付けホームページ開示「9月27日付で当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した追加質問状（必要情報リスト）について」（以下「TKS 開示（9/28・追加質問状）」）といっています。）において、本追加質問状を当社らに送付した理由について、「アジアインベストメントファンドの共同保有者として同社の提出に係る大量保有報告書等に記載されている同社の完全親会社であるアジア開発キャピタル株式会社について、本株主意思確認総会における当社株主の皆様のご判断にも重要な影響を与える重要な事実が判明しましたので、かかる事実に関連する情報の提供を改めて求めることが適切であると考えに至りました。」と説明しています。

当社らといたしましては、当社開示（9/13）によりお知らせいたしましたとおり、東京機械製作所が導入した本対応方針が、株主総会決議を経ていない当社らを標的とした有事導入型の買収防衛策にすぎないことから、速やかに株主総会を開催して株主意思を確認するように、東京機械製作所が TKS 適時開示（8/30）により対抗措置の発動の決定を公表するより前から求めていたところであり、本株主意思確認総会に向けて、東京機械製作所の株主の皆様のご御判断に資するような、有益な情報を提供してまいりたいと考えております。

また、当社は、当社開示（9/13）によりお知らせいたしましたとおり、その質問事項が 37 項目と非常に多岐にわたることから、回答までに合理的に必要なお時間は頂く必要がある一方で、本株主意思確認総会の開催予定日が 2021 年 10 月下旬であることから、東京機械製作所の株主の皆様のご考慮期間も勘案して、遅くとも同月上旬までには回答・公表を行うことをお約束しており、この回答期限に向けて、鋭意、準備を進めております。

これに対し、東京機械製作所は、TKS 開示（9/28・追加質問状）において、「既に 9 月 10 日付けで大規模買付行為等に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付しておりますが、本日に至るまで、アジアインベストメントファンドらからは、本対応方針上の定め反して、全く必要情報の提供を受けていません。」と当社を論難しております。しかしながら、東京機械製作所は、もともと、回答期限を設定しておらず、また、当初当社が設定した期限についても異議を述べていなかったにもかかわらず、今更、上記のように論難することは、信義にもとるといえ、遺憾の意を表明させていただきます。

当社らは、本追加質問状につきましても、本質問状と同様に、遅くとも同年 10 月上旬までには回答し、その内容を公表することを、東京機械製作所の株主の皆様に対してお約束いたします。

2. 東京機械製作所から具体的事業計画等の開示がなく、当社通知書(4)記載の質問事項について回答がないこと

当社らは、2021 年 8 月 26 日、東京機械製作所の経営陣に対して、当社回答書(3)を送付して具体的事業計画等の開示を求めておりますが、当社らの再三の求めにもかかわらず、1 ヶ月以上が経過した現在に至っても、具体的事業計画等を開示しません。

また、当社らは、2021 年 9 月 2 日、東京機械製作所の経営陣に対して、当社通知書(4)を送付して、東京機械製作所が TKS 適時開示（8/30・資産譲渡及び特別退職金）において公表した本固定資産譲渡及び本希望退職者募集について、当社を標的とした買収防衛策の一環としてなされたのではないかという疑念から、株主としての当然に疑問に思う点について 14 項目の質問をいたしました。しかしながら、東京機械製作所の経営陣は、本日現在に至るまで、当社通知書(4)記載の質問事項に対する具体的な回答をしておりません。

このような東京機械製作所の経営陣の態度は、本株主意思確認総会に向けて東京機械製作所の株主の皆様に対して有益な情報を提供しようとする姿勢を、東京機械製作所の経営陣こそが欠いているという批判が当てはまるといえます。

そこで、東京機械製作所の経営陣におかれては、本株主意思確認総会の前までに、具体的な期限を設定した上で、具体的事業計画等を開示し、かつ、当社通知書(4)記載の質問事項に対して客観的な資料・根拠を添えて具体的に御回答いただくように求めます。

以 上